

北海道自然保護協会

1975

—トムラウシ山—

昭和50年12月

No. 20

協会活動状況

(特別の記事のないものはすべて植物園において)

●昭和五十年六月七日(土) 第六十二回理事会

出席者 石川(俊)、高畑、石川(治)、辻井、山口、斎藤、門脇。

議題 一、全国自然保護連合大会の報告と次期大会について

全国大会の報告(石川会長)。大会開催について釧路支部へ打診する。今大会には会長のほか、小川常任理事、西村、辻の各会員も参加(札幌ゆりあ会員も現地参加)。

二、常任理事の補選について 石川治(北海道自然保護団体連合の事務局員担当)、野田四郎(自然に親しむ会などの教育普及担当)の二名を補選。

三、本年度委託調査(トウフツ湖)について

担当者を決める。鳥類(小川、百武、竹田津)、水質(関矢、小川)、水生動物(谷田一京大)、植物(辻井、清水)、植物プランクトン(芳賀)。

四、各種委員会について 編集委員会(八木、辻井、山口、野田、小川)、大雪専門委員会(飯島)、

日高専門委員会(芳賀)、釧路湿原専門委員会(田中)、自然保護教育専門委員会(野田)。任期は二年とし再任可とする。編集委員会のほかは委員長のみを選任し、各委員の委嘱は委員長に一任する。

五、手稲山スキーコースについて(門脇理事より)

会長より道自然環境保全審議会の様子と説明がなされる。本問題は単に一企業の問題にとどまらず、関連自治体が将来の良好なレクリエーションエリアを作るために、自然保護上の問題を充分に踏まえて検討すべきであること。さらにオリンピックの跡仕末、交通体系の問題もからめて再検討すべきである、などが話合われる。

六、その他

会誌・会報の件、会員証・バッジについて、石川常任理事より道自然保護団体連合の報告とカンパの要請。

●七月二日(水) 常任理事会

出席者 石川(俊)、辻井、高畑、石川(治)、野田、小川。

議題 一、全国自然保護連合次期大会について

石川(治)理事が次期大会の日程案について報告。大会に対する協会のとり組みを話し合う。

二、講演会に関して 七月十五日に「自然と人間と」(十六ミリ映画を上映)と題する三浦雄一郎氏の講演を、S T Vホールで開催す

ることに決める。今後も各界の人に積極的に講演を依頼する。

●八月一日(金) 常任理事会

出席者 石川(俊)、辻井、野田、小川。

議題 一、第三期北海道総合開発計画(総点検中間報告)に対する提言について

協会の基本方針に照して回答を寄せるが、意見を聞きおろくだけでなく反映させることを特に強調する。

二、自然保護教育専門委の活動計画 十月に紅葉をみる会を企画。

三、全国自然保護連合・中村理事長来道の際の対応について 四、専門委員会の活動強化(小川常任理事より)

開店休業状態にある各専門委の活動を強化する必要がある。広く会員から委員を募り、道内各地の情報収集を積極的に行うなどを話し合う。

五、その他 会誌第十四号の編集方針、辻井常任理事海外出張中の会議の進め方などを協議。

●九月二十六日(金) 全国自然保護連合・中村理事長を囲む懇談会

午後五時より自治会館。第二期北海道自然保護シンポジウム(旭川)などに出席の途次来札された、中村理事長を囲む懇談会を道自然保護団体連合と共催。十八人の参加者があり活発な懇談、情報交換を行う。

●九月二十七日(土)～二十八日(日)

第二回北海道自然保護シンポジウム
旭川・大雪婦人会館にて。

道内各地から約五十名が参加して活
発な討論がなされた。特別報告、分科
会はつぎのとおり。

特別報告 「函館山周辺道問題」「知
床横断道路調査報告」「大雪林道問題」
「ヌブントムラウシ林道問題」「石狩
川水銀汚染問題」

分科会 「道路問題と自然保護」「過
疎対策と自然保護」

協会からは高畑、小川両常任理事と
木村悦子さん(富良野市)が参加した。

●十月二十五日(土)
編集委員会

午後二時より茶房「桂」で。
出席者 石川(俊)、野田、山口。

会誌十四号の編集について
「自然保護教育、とりわけ採集の是非
非について」を特集に準じてとり上げ
る。年内の発行を目ざすなどを確認。

●十一月二十日(木)
常任理事会

午後五時三十分よりレストラン「ア
ラスカ」にて。

出席者 石川(俊)、八木、高畑、野田、
石川(治)、小川。

議題

一、道自然保護団体連合事務局員の交代
の件

石川(治) 常任理事の都合により、
昭和五十一年三月まで高畑理事が代行
し、それ以降は改めて協議する。

二、全国自然保護連合大会に向けて

巡検の「釧路湿原」コースに対して
は、全面的に協力体制をとる旨団体連
合に報告する。

三、真駒内保健保安林指定一部解除に反
対する要請(高畑常任理事より)

保安林指定の際に協会が相当のイニ
シアチブをとったことであり、態度を
明確にすべきとの立場にたち、二十三
日(日)に常任理事会として現場調査
を実施して結論を出すことにする。

四、札幌の自然「シリーズ」刊行の件

五、藻岩山山麓(藻岩下地区)の水道水
汚染について(八木副会長より)

上部にスキー場と付属施設があり、
そこが汚染源と思われる。この種の問
題が各地でひき起こされる傾向にある
ので、協会としても対応できる体制を
考えてはどうか、との発言あり。

●十一月二十二日(土)
真駒内保健保安林現地調査

参加者 八木、高畑、野田、小川、市
川、片原。

調査終了後、現地で常任理事会を開
催。団地内のダンプ公害を口実に、短
絡的に保安林の指定解除を伴う連絡道
の建設には反対する。周辺の火山灰採
取場、砕石場の規制を含む根本的対策
こそ必要との結論に達す(詳しくは要
望書を参照)。

●十二月十日(水)
第六十三回理事会

出席者 石川(俊)、八木、辻井、高畑、
阿部、小川、午来、斎藤(春)、坂本、田

中、中野、芳賀、宗像。

議題
一、真駒内保健保安林の指定一部解除反
対について(八木副会長より)

北海道(林務部)および札幌市(市
議会)に要望書を提出した旨の経過報
告。

二、都市問題に関する特別委設置の件
(小川常任理事より)

都市内および生活にかかわる問題を
とり扱う特別委員会を設け、広く会員
から委員を募る。詳細は常任理事会で
諮る。

三、全国自然保護連合大会について(高
畑常任理事より)

釧路自然保護協会が担然する巡検
「釧路湿原」コースを、積極的にパッ
クアップする。

四、その他
●十二月二十二日(月)
常任理事会

出席者 石川(俊)、八木、辻井、高畑、
石川(治)、小川。

議題
一、都市問題特別委員会の発足について
委員長は八木が当り、委員の委嘱に
当っては道内各地の会員に依頼する。
また、在札の会員を対象に応募する。

二、会員拡張について
学校を中心にパンフレットを積極的
に送付する。

三、全国自然保護連合大会の件

四、その他
北海道自然保護団体連合に協会出版

物を寄贈。シンボルマークなどの作
成。在京ないしは関東地区支部結成の
件などについて話し合う。

自然保護団体連合からの
お願い

●自然保護絵ハガキ、坂本直行画。
コマクサ(このはなのたえることな
く)、サクラスミレ(このはなのい
ちとわにと)、ミズバショウ(この
はなのほるにいふげば) 三枚一組百
五十円で、収益は連合の活動資金に
なります。友人知人にもすすめてく
ださい。

●大規模林道滝雄厚和線「現地調査
報告書」一部五百円、大規模林業園
開発計画の最初の工事である林道の
全ルートを踏査し自然保護の立場か
ら開発計画の危険を指摘したもの。

●大規模林業園計画反対署名運動に
ご協力ください。

協会・会費納入についてのお願
い
再度納入をお願いをいたしてあり
ますが、その後の納入も芳ばしくな
く、五十年度分では納入率も30%弱
と大変に悪い状態です。不況の折り
負担も大きいこととは存じますが、
皆様に納めていただく会費が当協会
の運営、並びに活動の大切な資金と
なりますので、よろしくご協力くだ
さい。

都市環境はどうあるべきか

——真駒内・桜山は訴える——

市川 正 良



(一) 都市づくり関連の課題に

五月三十一日からバンクーバーで開議「人間居住会議」が開かれ、この会議に提出される日本のナショナル・レポートが発表された。

その要旨は、日本の高度成長が都市や農漁村に、もたらしたひずみを反省して「住宅、生活環境の質的改善」をはじめ、豊かな自然環境、自由時間の増大、教育の充実など生活の場においてゆとりをもちたいという欲求が強くなり、また、社会、文化、スポーツなどの国民生活の広い分野において自ら積極的に参加して、生活の内容の向上、生きがいを求めようとする国民の参加の欲求も高まってきた。さらに公害の激化、交通事故や災害の多発に伴い、国民の安全への欲求が高まっており、そうした国民の欲求する居住環境をつくるのを、日本の都市づくりの主要目標にしたいと述べている。

- ① 経済成長優先でなく、国民福祉増大のための施策
- ② 人間らしい生活が可能な居住環境の整備

③ 人間の暮らしに欠かせない豊かな自然と、生活環境のための公害防止、自然環境の保全

④ 人口の老令化に伴い、ハンディキャップのある人々に配慮ある都市づくりなどは、都市計画に関しても環境問題に關しても幅広い住民運動組織が日本には生まれており、これらの住民運動の参加がなくては将来の都市づくりは考えられない。その実情がレポートに欠落しているのは、日本の現実を正しく伝えるものではないと指摘されている。

神戸市では、五月に「プレ・バンクーバー集会」が開催され、海外から三百人、住民千五百人が集まり、住民参加を積極的に討議することが報じられている。

(二) 環境緑化の理論

仏教の訓では人間は限りない欲望を制御し、戒律と節約との道によって天地自然を尊ぶ、つましい生活態度を中心とした生き方と森羅万象悉皆生命あり、これをみだりに侵すことなき生き方として生物はすべし、すなわち自然と天地とに帰する、すなわち自然に帰一するところの人間生死合一の道を説いている。これこ

そ自然と人間との運命共同体観の確立であって、今日の自然生態系、自然の循環系を守る人間の道、すなわち自然と生活の環境を守ることに通ずる人間の節度ある生き方の理論と合致する真理ではないかと思う。

私は、これは神聖にして侵すべからざる自然と人間との哲学ともいべきルであって、これを大きく地球環境と呼び、この環境の尊厳さを生物生存のための「環境権」と呼称して、何人も侵すべからざるものであると規定したい。「環境権」は自然環境と生活環境ともであり、みだりに侵すことのできない生物共存共栄の権利を指向するものである。

また同時に、われわれはこの尊い環境を守ることも、環境保全の基準を設けて節度ある環境の利用権を同時に確立しなければならぬ。すなわち環境権を守ることは、地球の生態系を守ることに通じ、ともに権利と義務を確立しなければならぬ。

陸地と海洋とを問わず、光合成による緑色植物こそは生物生存の糧であって、同時にそれは自然と環境との指標でもある。陸上にあっては緑色植物の代表的なものには森林であって、森林は陸上の自然環境と生活環境の具体的指標である。われわれはこの地球上の生物共存の環境を守り、かつ創造するために行う緑化を環境緑化と定義づけたい。すなわち環境緑化は、人類の神聖なる権利であるとともに、義務でもあることを認識しなければならぬ。

環境緑化は人類繁栄の道であり、人類をふくめた地球上の生物すべての共存共栄をきざぎざあげる大道である。それゆえにこそ環境緑化は地域にあっては、地域の環境づくりの本命であり、都市にあっては都市環境づくりの主役でもある。

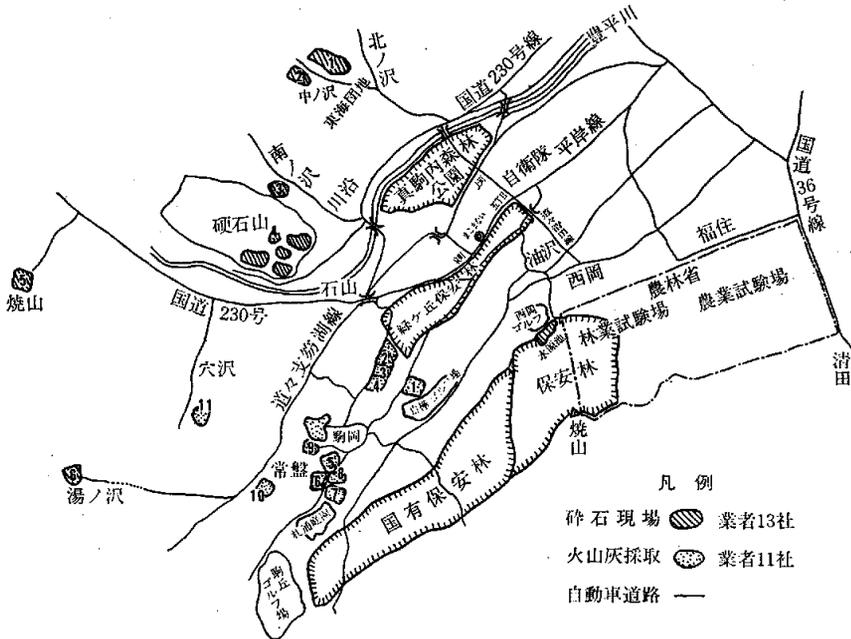
(三) 都市林の位置づけ

政府は国土利用計画法により、「全国国土利用計画」の原案を発表した。これを受けて地方自治体は具体的国土利用計画の策定作業がはじまり、大都市での過密、公害などの深刻化により、森林もつ生活環境の保全形成と保健休養の機能に対する都市住民の要請が最近とくに高くなったので、林野庁は第三期保安林整備計画をつくり、保健、風致保安林などのために、全国で約五〇〇万haを指定配備するよう計画し、さらに生活環境保全林整備事業などによって、積極的にその質的充実に努めることとなっており、今後都市林を極力保全し、その整備を図る方針が発表された。

「北海道の森林をよくする会」でも、四十九年度のレポートで道内に今後十年間に都市林五万haを期待し、都市林、施業団の形成を提言した。都市林は国土保全、都市防災、保健休養、野生鳥獣保護、酸素供給、水資源かん養、大気の浄化、防風、防雪、騒音防止、塵埃ろ化のほかに、生物共同体として代替のできない森林固有のグリーン・コンタクト効果、環境の保全などはたらきが高く評価されるようになった。

都市林の形態は多様であるが、原則と

南区内土石採集位置と道路網略図



して①森林計画に編入されている森林は森林法による保安林制度により、②その他の森林で都市計画区域内のものは都市緑地保全法で、③その他のものは地方自治体の条例による積極的規制がのぞましい。さらに都市公園緑地、あるいは道路、

河川、堤防などの帯状や線状のものを規制し、あるいは造成が積極的計画的に実行されなければならない。
緊急課題としては、市街化調整区域内の森林で未規制のものが多く、しかも生産に利用されず、投機の対象地として放任され、かつ流域別の総量規制がないので、森林法その他開発許可制度はできただけでもこれが運用が不十分で、いたずらに従来からの私有財産、個人の利益追求のみにまかされている現状は、都市環境づくり、都市林の評価の高まりによって環境権、公共福祉の優先の理論から積極的解決策がとられるべきであって、私は住民参加の都市林委員会などの制度を設けてとり組

むことを行政側に強く期待したい。
大気、緑、水、日照などは住民の共有財産であるという発想転換をはかって、森林を都市形成の基盤として、その適正な配置、位置づけをはかることは今後村づくり、都市づくりの重要な柱とすべきであろう。私も札幌市の長期計画でも都市林一万五千haと二万haの位置づけを期待するものである。

道路は単に交通施設だけでなく防災、消防、避難、環境緑化などの機能をもつ空間を提供しており、都市河川もまた清流と魚を中心とした自然を維持造成すべき空間であって、建設省は四十九年度から河川堤防緑化整備事業に着手し、また同年四月「道路環境保全のための道路用地の取得と管理に関する基準」と、一般「街路緑化基準」を定めて実行することとなった。

すなわち、自動車専用道路は住宅地との間に幅員二〇mを一般国道、都府県幹線道路(指定都市の市道)と、住宅専用地区の間には幅一〇mの環境施設帯を設け、一般街路には歩道側に従来の街路樹でなく、植樹帯を設けることとなった。

緑ヶ丘(桜山)保健保安林ダンブ道路計画
前述のごとき都市環境づくりの高まりの中でも最近市内では、西岡丘陵のゴルフ場、手稲山のスキー場、真駒内緑ヶ丘保健保安林のダンブ新道路開設案など、緑の後退の波がおしよせている。今回は緑ヶ丘(桜山)の実例を紹介したい。

真駒内団地はエドウィン、ダンの牧場時代から、札幌オリンピック主会場へと国際的にも知られるようになったが、最近人口過密化と自動車の激増、土石運搬ダンブ一日に三、七八〇台が横行する公害団地となった。昨年八月、真駒内自治連合会はダンブ公害追放の陳情を行い、十月末、市議会建設委員会が採決され、これが解決案として緑ヶ丘保安林内北端沿いに、新連絡道路計画を発表した。計画線沿いの澄川住民はただちに反対運動に立ち上がり、北海道自然保護協会は十一月二十二日、八木副会長以下十名が現地踏査を行い、住民代表の声を聞き十二月五日、札幌市と議会および道に計画線の白紙撤回を要請した。

理由として①市民の憩いの森で、計画線は保健林を台なしにする。②ダンブ公害は周辺は無計画な土石採取に起因し、連絡線案は解決にならない。③土石採取、ダンブ経路の実態を調査し、交通と土石採取規制をふくむ総合対策を確立する必要がある。④貴重な保安林の一部解除は慎重に検討されたいとしている。
私はつぎに、桜山(百三十一ha)の危機を訴えたい。

(一) 保健保安林への影響
① 計画線は保安林の東北部陸橋西側で養護学校一号線と清田線とを結び、傾斜があり見通しの悪い三叉路線二つをつくる。保安林表玄関の圃地約三haに三つの三叉路線が集中し、きわめて危険な道路になる。養護学校児童や、一般利用者が安心して散策できないようになる。

(二) 計画線は保安林の東北部陸橋西側で養護学校一号線と清田線とを結び、傾斜があり見通しの悪い三叉路線二つをつくる。保安林表玄関の圃地約三haに三つの三叉路線が集中し、きわめて危険な道路になる。養護学校児童や、一般利用者が安心して散策できないようになる。

(三) 計画線は保安林の東北部陸橋西側で養護学校一号線と清田線とを結び、傾斜があり見通しの悪い三叉路線二つをつくる。保安林表玄関の圃地約三haに三つの三叉路線が集中し、きわめて危険な道路になる。養護学校児童や、一般利用者が安心して散策できないようになる。

(四) 計画線は保安林の東北部陸橋西側で養護学校一号線と清田線とを結び、傾斜があり見通しの悪い三叉路線二つをつくる。保安林表玄関の圃地約三haに三つの三叉路線が集中し、きわめて危険な道路になる。養護学校児童や、一般利用者が安心して散策できないようになる。

② この地区は自衛隊の演習地に利用され、オリンピック道路清田線の開通によつて山はけずられ、荒されていたので環境保全林整備事業一億円で森林復元を終わったばかりである。

③ 計画線は寒風の通路となり、自動車の洪水を招き公害をさらに増大し、周辺の住民の生活環境と保安林の森林生態に、重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

④ 解決の手段を誤るな
公害発生源を洗へ—南区は従来自然と縁に恵まれていたが、最近川沿地区などの碎石十三社の年間生産量は約二百万㎡、駒丘地区を中心とする火山灰は十一社で年間生産量約二百万㎡、合計年間四百万㎡で、これが運搬ダンブ一日往復約四千台と試算される。これらの土石採取現場は緑の山の虫食惨情を呈し、中の沢東海田地の飲料水汚染、精進川の水質汚染、火山灰流出などによる影響も大きくなってきた。

⑤ 安易かつ姑息な連絡道路案—この案がもし実行されると、保安林内は現在でも一日ダンブ六五〇台が通り、そのうえさらに五二〇台、合計一、一七〇台のダンブが横行することとなり、さらに駒岡地区の乱開発が助長されるおそれが大きく、緑に対する理解のない利権屋の暗躍もとりざたされており、公害解決策ではなく環境破壊案となる。

⑥ ダンプ経路を見直せ—土石採取現場と現在の道路網(略図参照)を検討すれば、北海道自然保護協会の指摘のごとく、大回り代替道路や交通規制をはかることが先決であると思われる。現在、ダンプ経路は南区役所で許可されているが、現実には土石使用は北区、東区などであるので、区役所の縄張りにとらわれず経路再検討が必要であろう。すなわち市、業者、住民の三者によるダンプ公害防止協定の締結こそ最も大切な手段で、根本解決策ではないかと思う。

⑦ 憩の森を犠牲にするな—桜山はその名のごとく、牧場時代は春は桜見物に数万人が訪れたと言われる。最近東北部の森林破壊と、樹齢によつてはフエサクラの枯損が甚しいが、なお東側斜面にはエゾヤマザクラ約五千本、花が見られるもの約一千本があり、エゾヤマザクラ天然林群落として銘木美林にも指定されている。桜山は住民の十数年余の運動によつて得た貴重な都市林で、約一〇kmの遊歩道は冬は歩くスキーコースとしても利用され、年間約一万人が訪れる札幌市民の憩いの森である。一部団地住民の利害だけで、解決できない森林であることを忘れてはならない。

⑧ 環境を守るグリーンベルト作戦
私どもは、住宅専用地区の幹線道路は環境基準四〇m以下に守られるべきと主張し、前述の建設省の幹線道路と住宅専用地区の新たな針により、道々清田線は住宅地間に幅員一〇mの環境施設帯を設け、市道真駒内団地線には歩道側は小植樹帯を、また真駒内川堤防側帯には環境整備事業によつて、延長二千二百m、面積二万四千㎡、約八千万円の真駒内グ

リーベルト構想を打出して、公害防止と環境保全をはかる住民運動を近くおこすこととしたのである。

真駒内自治連内では、人間の生命と自然保護とどちらが大切かと訴え、保安林内の連絡案を強調する向きもあるが、この考えは本質をぼかした軽率なものではないだろうか。従来の自然保護運動は自然への愛憎、学術的に貴重な自然の保護人間の休養の場の確保などに重点があつたが、環境づくりの原点に立ち、人間と自然との関係は自然生態系のみならず、人間生活がはじめて保証されるという生態学理論から問題をとらえたい。

自然生態系を無視した生産秩序と政治経済秩序、即ち近代経済活動の行きすぎへの反省こそ都市問題解決へのアプローチであることがエコロジ運動の本質であろう。真駒内ダンプ公害解決はこのような視点から公害発生源対策こそ、根本解決策であることを重ねて指摘したい。札幌市議会建設委員会は、土木サイドだけの安易な案を打ち出し、自治連も行政追従の甘さから根本解決への努力を怠

り、桜山を犠牲にすることになったものと思われ。桜山中央見晴台上に立つ保健林碑の、「私どもは大自然の恵に感謝し、このすばらしい緑の贈物を守り、永く後世の人々につたえましょう」とある碑文を忘れないでほしいものである。

私どもは、市がいま一度環境行政の立場からも再検討されるように期待するとともに、道知事も環境づくりを道政の一つの柱としている以上、森林法によつて守られている貴重な都市林が、札幌市民の了解なしに時代の要求に逆行して、安易に保安林の一部解除はできない相談であることを信じたい。

すなわち桜山問題は、決して真駒内の一隅の小さな問題として等閑視できないものであり、また従来の形式的な住民代表の意見が、必ずしも地域の正しい当を得たものでない場合もあるので、広い視野からの住民参加の方式を検討しつつ根本的解決策は何かを見きわめて、これからの都市環境づくりと都市林対策への一歩となることを期待するものである。
(道住宅供給公社)



陳情書、要望書

意見書、回答文書

手稲スキー場問題に関する要望書

HNC S 第一一六号一〜三
昭和五十年六月十一日

北海道知事 堂垣内尚弘殿
札幌市長 板垣武四殿
王子緑化KK 金沢義昌殿

北海道自然保護協会
会長 石川俊夫

手稲山は札幌市近郊にあつて景観的にも札幌の重要な背景となつており、古くから市民に親しまれてきたものであります。今回、王子緑化株式会社より新たにスキー場およびその関連施設の建設が企画され、これにともなつて自然景観保護地区の一部が解除されましたが、この件は単に一企業の問題にとどまらず、自然保護、レクリエーションのいづれにしても市民の問題であると考えられます。

都市周辺の自然が大幅に失われつつある現在、手稲山の自然はことに、容易にとりあつかわれるべきではありません。スキーコースの設定ももとより地形や植生を充分検討し、その保全を優先して行われるべきであります。手稲山既設のスキーコースおよび関連施設は、その点でいづれも満足にその要件を満たしているとは考えられません。また、関連する交通体系が十分に検討され、乗り入れ車輛の規制などが考えられなければ、近い将来、道路の拡幅や駐車場施設の拡大が要求されるなどの問題が生ずるでありましよう。

環境保全についての充分な見通しと配慮がなければ、健全なレクリエーション地域も成立するはずがありません。

道および関連自治体はこの際、手稲山について総合的かつ長期的な保全と利用

についてのマスタープランを早急に検討すべきであると考へます。

写し提出先 環境庁長官
日本自然保護協会
全国自然保護連合

真駒内緑ヶ丘保健保安林にかかる連絡道に関する要望書、陳情書

HNC S第一一九号一〇四

昭和五十年十二月五日

北海道知事 堂垣内尚弘殿
札幌市長 板垣武四殿
石狩支庁長 市原力殿
札幌市議会議長 松宮利市殿

北海道自然保護協会

会長 石川俊夫

真駒内緑ヶ丘保健保安林(面積一三〇ヘクタール)は、昭和四十五年十月北海道による保安林指定を受け、さらに昭和四十七年から四十九年にかけては、約一億円の道・国費を投入した国指定の環境保全整備事業が実施され、札幌近郊では唯一の保健保安林として着々と整備が進められていることは、ご存じのところかと思ひます。

今般、真駒内団地住民による団地内自動車公害防止対策の陳情が札幌市議会建設委員会にて採択されるに伴い、道々・西野真駒内清田線と市道石山西岡線を短絡させるため、標記保安林の北側を通過する連絡道を建設する計画案が発表されました。従来より当地の自然保護および緑化に強い関心を向けてきた本協会として

は、次の理由により保安林内の連絡道建設には強く反対せざるをえないものであります。

一、本保安林は、真駒内団地住民はもろんのこと札幌市民各層の野外レクリエーションの場として利用されているにとどまらず、冬期間は歩くスキーの手頃なコースとして、また至近に位置する真駒内養護学校生徒の散策機能訓練の場として四季を問わず広く利用されています。たとえ一部分とはいえ、大型自動車用の道路が保安林内を通過することは、これら利用者におよぼす影響がきわめて大きいうえに、保健保安林としての機能が損なわれる恐れが大きいこと。

一、本来、今回の大型自動車(特にダンプロトラック)による交通公害は、市街化調整区域における無計画な火山灰、碎石の採取にその原因が求められるべきであり、短絡的に保安林内を通過する連絡道の建設は、新たに自動車による諸公害を沿線一帯に転移させるだけで、なんら問題の解決にはならないこと。

一、この問題の解決に当つては、真駒内周辺一帯の火山灰採取場、碎石場の分布、規模、採取量、出入業者数、稼働台数などの調査を含む交通量ならびに運搬経路の実態調査がまず実施され、しかる後にはじめて交通規制、採取規制を含む総合的な対策が思考されるべきこと。

以上の理由から連絡道の建設は、現在

引き起こされている大型自動車による騒音、振動、排気ガスなどを他地区に拡散するだけで、なんら問題の本質的解決にはならないのみか、野外レクリエーション、散策の場としてようやく市民の間に定着してきた保健保安林の機能を著しく損うものであるとの結論に達しました。

(以上 各宛同文)

北海道知事、石狩支庁長宛
よつて道におかれては、保安林内の連絡道建設の前提となる保安林の一部指定解除につきましては、慎重に審議されましよう、要望いたします。

市長宛

よつて市におかれては、上記の見地にもつき保安林内の連絡道の建設計画案を白紙にもとし、新たに技術的解決策をたてられることを要望します(市議會議長には市長宛と同文のまま陳情書として提出した)。

――事務局より――

第三回全道自然保護シンポを、三月六・七日に北海道クリスチャンセンターで開催が決まりました。詳細は事務所まで。

昭和五十年十二月三十日発行

札幌市中央区北二条西八丁目
北海道大学植物園内

発行所 北海道自然保護協会

電話(二二)〇〇六六番

発行人 石川俊夫

印刷 札幌印刷株式会社